

生徒指導だより「こころ」

平成28年5月6日(金)

NO. 3 文責 堀 晴昭

危険自転車に有料講習を義務づけ

平成27年6月1日より、自転車で危険な乗り方をした運転者に「安全講習」を義務づける新たな制度が全国でスタートしました。危険な乗り方は次の14項目で、14歳以上の者でこれらの違反を3年以内に2回以上摘発された運転者が対象となります。

- ①信号無視
- ②通行禁止違反
- ③歩行者用道路での徐行違反
- ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者妨害
- ⑥遮断機が下りた踏切への立ち入り
- ⑦交差点での優先道路通行者の妨害
- ⑧交差点での右折車優先妨害
- ⑨環状交差点での安全進行義務違反
- ⑩一時停止違反
- ⑪歩道での歩行者妨害
- ⑫ブレーキのない自転車運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭携帯電話を使用しながら運転し事故を起こしたケースなどの安全運転義務違反



この新制度は運転者が「加害者」になる深刻な事故を防ぐのが狙いです。3年以内に2回以上摘発された運転者は、3ヶ月以内に安全講習を受けなければなりません。これを怠ると5万円以下の罰金となります。

自転車事故は平成27年度熊本県内で718件発生。死者10人、負傷者725人となっています。事故の件数が多いのは、圧倒的に出会い頭で、次いで右折時となっています。また、歩行者との事故も14件になっています。(最近では自転車が加害者になるケースも増えています。) これらの事故の現状を受けて本校でも「交差点での一時停止」「スピードの出し過ぎ注意」「歩行者信号が青になっても車が停止しているかの確認」「TSマークの義務化」などを推進しているところです。しかし現状としましては、並進、タスキ忘れ、前カゴへの過重荷物など心配事は続いております。最近では、1年生が雨の日に転倒してけがをする事故も起きています。命に関わることなのでご家庭でも指導をお願いいたします。

来月は「心のきずなを深める月間」

まだ5月ですが6月の「心のきずなを深める月間」(昔はいじめ根絶月間と呼んでいました。)へ向けて準備をしているところです。ただ、6月まで待たなくて記事に書いています。

進級した2,3年生はもちろんのこと、入学したての1年生において「いじめはないかな?」「みんな学校は楽しいかな?」「つらい思いをしている人はいないかな?」「友だちとは仲良くやれているかな?」など新学期なので考えてしまいます。いじめは、私たち教師がいないところで起こりますし、周りの友だちも仕返しを恐れてなかなか表面に出てきません。よって学校でもアンケートや二者面談、毎日の日記チェックなど状況把握に努力しています。それでも気づかないことがあります。保護者の皆様も何か気になることがございましたら、気軽にご相談ください。

さて、いじめの定義を勉強し直して私自身考えさせられる資料がありましたので紹介します。

(定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで教師はBと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

さてみなさん、この事例のA君の行為は、いじめに該当すると思いますか。実は、文部科学省は、この事例は定義に照らしていじめに該当すると言っています。正しい判断・認知ができましたでしょうか。



「いじめ防止対策推進法第2条第1項」の法律において「いじめ」とは、次のように定義してあります。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

私たち教職員も正しい認識のもと、いじめの未然防止といじめの対応にあたり、生徒が安心・安全の生活ができるようがんばっていきます。

※裏面に「いじめのサイン発見シート」を印刷しておきますので、ご家庭でも確認されてみてください。

